

11 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等に関する調

区 分		列 番 号	(1)	
		行 番 号	数 量 ・ 件 数	
		9	12	19
引 取 数 量 ①		0 1 0	399,190 ^(kl)	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		0 2 0	152,834 ^(kl)	
差 引 ①-② ③		0 3 0	246,356 ^(kl)	
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	0 4 0	2,454 ^(kl)	
	元 売 業 者 0.3/100	0 5 0	3 ^(kl)	
	計 ④	0 6 0	2,457 ^(kl)	
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤		0 7 0	243,899 ^(kl)	
申 告	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 (法 1 4 4 の 2 ③)	0 8 0	0 ^(kl)	
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0 9 0	0 ^(kl)	
納	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 (法 1 4 4 の 2 ④)	1 0 0	3 ^(kl)	
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 1 0	0 ^(kl)	
付	炭 化 水 素 油 の 消 費 量 (法 1 4 4 の 2 ⑤)	1 2 0	21 ^(kl)	
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 3 0	1 ^(kl)	
等	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量 (法 1 4 4 の 3 ① V)	1 4 0	0 ^(kl)	
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 5 0	0 ^(kl)	
の	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 輸 入 量 (法 1 4 4 の 3 ① VI)	1 6 0	0 ^(kl)	
	そ の 他	1 7 0	17,567 ^(kl)	
分	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	1 8 0	16,348 ^(kl)	
	計 ⑥	1 9 0	17,591 ^(kl)	
課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧		2 1 0	1,242 ^(kl)	
合 計 ⑤+⑧		2 2 0	245,141 ^(kl)	

区 分		列 番 号	(1)	
		行 番 号	数 量 ・ 件 数	
		9	12	16
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	本 店 の 数	2 3 0	0 ^(件)
		登 録 数	2 4 0	14
		事 務 所 等 の 数	2 5 0	12
特 約 業 者	本 店 の 数	2 6 0	36	
	登 録 数	2 7 0	44	
	事 務 所 等 の 数	2 8 0	150	
計	本 店 の 数	2 9 0	36	
	登 録 数	3 0 0	58	
	事 務 所 等 の 数	3 1 0	162	
仮 特 約 業 者	本 店 の 数	3 2 0	0	
	事 務 所 等 の 数	3 3 0	0	
そ の 他 の 者	本 店 の 数	3 4 0	0	
	事 務 所 等 の 数	3 5 0	0	

- (注) 1 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう(法144の14③)。
- 2 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)、元売業者の自己消費(法144の3①II)、免税軽油の譲渡(法144の3①III)、免税軽油の用途外使用(法144の3①IV)によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給(法144の22④)(法144の25⑤の準用含む)により課税された軽油の合計数量をいう。
- 3 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)及び元売業者の自己消費(法144の3①II)によりみなす課税された軽油から控除された数量の合計数量をいう。

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調



区 分	列 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	行 番 号	免 税 軽 油 使 用 者 数 等 ①	数 量 (k l) ②	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
				件 数 27	税 額 (千 円) 32	件 数 38	税 額 (千 円) 41	件 数 46	税 額 (千 円) 50	件 数 55	税 額 (千 円) 61
法 第 百 四 十 四 条 の 五	輸出	0 : 1 : 0	4	6,953	0	0	0	0	0	0	0
	外国船籍の船舶の船用用品	0 : 2 : 0	4	6,953							
	その他	0 : 3 : 0	0	0							
	課税済み	0 : 4 : 0	28	60,177							
	小計 ㉠	0 : 5 : 0	32	67,130	0	0	0	0	0	0	0
法 第 百 四 十 六 四 条	石油化学製品製造業	0 : 6 : 0	1	34	0	0	0	0	0	0	0
	エチレン等の原料の用途	0 : 7 : 0	1	34							
	ポリプロピレンの製造工程等	0 : 8 : 0	0	0							
一 法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 項 第 一 号 関 係	船舶	0 : 9 : 0	895	53,654	13	78	0	0	1	1	0
	漁船	1 : 0 : 0	567	2,546	3	27			1	1	
	自衛隊	1 : 1 : 0	1	34,000							
	海上保安庁	1 : 2 : 0	5	1,139							
	その他	1 : 3 : 0	322	15,969	10	51					

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調
(つづき)



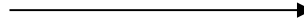
区 分	列 番 号			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	行 番 号	免 税 軽 油 使 用 者 等 ①	数 量 (k l) ②	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発			
				件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)		
9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57	61		
法 則 第 十 二 条 の 七 第 一 項	第二号	自衛隊(機械等)	1 4 0	8	911								
	第三号	鉄道事業	1 5 0	0	0								
		軌道事業	1 6 0	0	0								
		専用の鉄道を設置する者	1 7 0	0	0								
		専用側線において車両の入換作業を営む者	1 8 0	0	0								
	第四号	農業等	1 9 0	1,554	1,178	1	1	0	0	0	0	0	0
		国	2 0 0	1	4								
		地方公共団体	2 1 0	12	65								
		委託を受けて農作業を行う者	2 2 0	4	10								
		農地の造成又は改良を主たる業務とする者	2 3 0	0	0								
		その他	2 4 0	1,537	1,099	1	1						
		林業等	2 5 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		国	2 6 0	0	0								
		地方公共団体	2 7 0	0	0								
		素材生産業を営む者	2 8 0	0	0								
		その他	2 9 0	0	0								

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調
(つづき)



区 分	列 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	行 番 号	免 税 軽 油 使 用 者 数 等 ①	数 量 (k l) ②	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
				件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)
9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57	61
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	3 0 0	4	56	1	1					
	生コンクリート製造業	3 1 0	0	0							
	電気供給業	3 2 0	2	1,065	1	3	0	0	0	0	0
	汽力発電装置の助燃	3 3 0	2	1,065	1	3					
	ガスタービン発電装置	3 4 0	0	0							
	地熱資源開発事業	3 5 0	0	0							
	鉱物の採掘事業	3 6 0	28	7,031	3	23					
	とび・土工事業	3 7 0	10	689	1	1					
	鉱さいバラス製造業	3 8 0	0	0							
	港湾運送業	3 9 0	11	1,139	1	42					
	倉庫業	4 0 0	1	1							
貨物利用運送事業	4 1 0	0	0								

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調
(つづき)



区 分	列 番 号		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	行 番 号		免 税 軽 油 使 用 者 数 等	数 量 (k l)	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
	9	12	①	②	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)
法附則第十二条の二の七第一項 関係	第 五 号	鉄道貨物積卸業	4 2 0	0	0							
		航空運送サービス業	4 3 0	8	1,103							
		廃棄物処理事業	4 4 0	4	149	0	0	0	0	0	0	0
		地方公共団体	4 5 0	0	0							
		地方公共団体の長の許可等を受けた者	4 6 0	4	149							
		国土交通大臣の許可を受けた者	4 7 0	0	0							
		木材加工業	4 8 0	2	61							
		木材市場業	4 9 0	0	0							
		パークたい肥製造業	5 0 0	0	0							
		索道事業	5 1 0	0	0							
平成二十七年の 改正となつたもの		海上保安庁	5 2 0	0	0							
		警察の用に供する通信設備を設置し、及び管理する者	5 3 0	0	0							
		消防庁及び地方公共団体	5 4 0	0	0							
		陶磁器製造業	5 5 0	0	0							
	小計 ③	5 6 0	2,528	67,071	21	149	0	0	1	1	0	0
	法附則第十二条の二の七第五項関係 ④	5 7 0	0	0								
	法附則第十二条の二の七第六項関係 ⑤	5 8 0	0	0								
	アメリカ合衆国軍隊関係 ⑥	5 9 0	8	18,633								
	外国公館等の暖房用ボイラー関係 ⑦	6 0 0	0	0								
	合計 ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦	6 1 0	2,568	152,834	21	149	0	0	1	1	0	0